

引き続き お知らせ

高齢者福祉サービスをご利用ください

4月から次の高齢者福祉サービスをご利用いただけます。サービスを利用するには前もって担当課への申請が必要です。

なお、県が満65歳になったかたへ発行していた高齢者手帳は、平成17年度から廃止となりました。サービスを利用する場合、以前は高齢者手帳を提示していましたが、4月からは健康保険証や運転免許証など、住所、氏名、年齢の分かるものを提示していただくこととなります。

■紙おむつ等支給事業

紙おむつなどの介護用品が購入できる利用券を交付します。また、おむつ用の指定ごみ袋（年間30枚）を無料支給します。

対象者

紙おむつを必要とする在宅で要介護1～5と認定されたかた等

対象の介護用品

紙おむつ（パンツまたはフラットタイプ）、尿取りパツ

ド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

利用方法

市の登録販売店で、利用券と引き換えに購入していただきます。

利用限度額

月額5000円（市民税非課税世帯に属する要介護4・5認定のかたは月額6000円）

※利用に当たっては、担当課またはケアマネジャー、在宅介護支援センターにお問い合わせください。

■外出支援サービス事業

利用者の自宅と医療機関等との間を移送します。

対象者

車椅子利用者または寝たきりで、一般交通機関の利用が困難な65歳以上のかた

利用回数 月2回

自己負担額

移送料の3000円までは1割を負担していただきます。3000円を超えた場合は、超えた移送料が加算されます。（タクシー利用券との併用はできません）

■軽度生活援助事業

介護保険サービスの対象とならない草引き等の日常生活のお手伝いをします。

対象者

独居または高齢者のみの世

帯で、日常生活上の援助が必要な65歳以上のかた

利用回数

月2回（1回2時間）

利用料金 1時間110円

■訪問理美容サービス事業

自宅で行う理美容サービスを提供します。

対象者

理美容院の利用が困難で、要介護3～5に認定または準ずるおむね65歳以上のかた

利用回数

年4回（10月以降に申請した場合2回）

助成限度額 1回3000円

■地域住民グループ支援事業

在宅の高齢者やその家族を対象とした、介護予防のためのボランティア活動を行う地域住民グループ等に活動費用の一部を助成します。

対象者

5人以上の地域住民グループ、ボランティアグループ等

助成限度額 月1回2万円

■緊急通報装置の設置

独り暮らしをしている高齢者の不安解消のため、緊急通報装置を設置します。設置には、協力者2人が必要です。

対象者

健康上の不安があり、緊急時の連絡体制を必要とする、独居で65歳以上のかた

利用料金

世帯の所得に応じて、費用の一部を負担していただきます。

■家族介護者ヘルパー受講支援事業

ホームヘルパー研修（2級・3級）を受講する場合に受講料の一部を助成します。

対象者

高齢者を介護している、または介護をしていた家族

助成限度額

3万円（教材費を除きます）

■ひまわり郵便事業

郵便局の協力で、さまざま

地域子育て支援センターをご利用ください

市では、市内4カ所の保育所（園）で地域子育て支援センターを開設しています（一部委託）。

支援センターでは、就学前児童の子育て相談や指導、育児サークルの育成支援、子育てに関する情報提供などを実施しています。

それぞれの支援センターで、独自の活動も実施しています。活動内容や日程など、詳しくは各支援センターへお問い合わせください。

■問合せ

- ひだまり（西条保育所委託）
実施場所：総合福祉センター TEL0897-55-1018
- おさなごゆめの城（飯岡保育園委託）
実施場所：飯岡保育園 TEL0897-55-2311
- らっこ・はうす
実施場所：東予南保育所 TEL0898-64-3074
- たんぽぽくらぶ
実施場所：小松東保育所 TEL0898-72-2538

な情報を掲載した「ひまわり郵便」を配付し、高齢者の安否確認を行います。

対象者

80歳以上の見守りが必要な独り暮らしのかた

■申請先・問合せ

○市庁舎別館高齢介護課
長寿・いきがい対策係

（内線2342）

○東予総合支所福祉課

高齢福祉係（内線133）

○丹原総合支所保健福祉課

高齢介護係（内線281）

○小松総合支所保健福祉課

高齢介護係（内線123）